

第4回下川町農業振興審議会 審議概要

日 時 令和2年12月2日(水)13時10分～13時40分

場 所 役場庁舎4階中会議室

1 会長挨拶

2 議 案

(1)下川町農業振興基本条例の改正案について

事 務 局:資料に基づいて説明。

委 員:農業振興事業(3)から倉庫の施設整備を対象外にしたのは、整合性が取れないということであったが、現在、商工業者が下川町産材を活用して、倉庫等の施設整備をする際に活用できる補助事業はあるのか。

事 務 局:下川町農業振興基本条例にはないが、認証材を使用した新築住宅の建設に対して活用できる事業はある。

委 員:パブリックコメント④に改正案の新中核的農業担い手対策事業(3)に「45歳未満の認定農業者」が対象外になっていることに対して農業振興上制約が大きくなってしまわないかと意見があったが、何故はずしたか。

事 務 局:Uターンで帰ってきて親の農業を継承する事例が多くなっており、45歳以上の継承予定従事者が対象外になってしまうことを避け、幅広い方々に事業を活用してもらうため。

委 員:補助事業のお金は、ローンのように数年に分けて支払われるのか。

事 務 局:基本的に年度内に支払われる。

委 員:パブリックコメント②に「助成率の低減に5～10年の経過期間」とあるが、これは補助事業の交付決定後に年々補助額が下がっていくということではないのか。

事 務 局:そういうわけではない。この記載については、助成率の低減する際は5～10年期間を置いてから改正したほうが影響ないのではという

ことである。

委員：これらの補助事業は、それぞれ何が活用されていて、なにが活用されてないなど把握しているのか。

事務局：把握している。

(2) 答申(案)について

事務局：資料に基づいて説明。答申については12月7日から9日の間に提出予定。

3) その他

事務局：近年一人農業の相談が多くなってきているため、単独でも支援できるように来年度、新規就農条例も改正したいと考えている。

4 閉 会